

○伊達市木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成22年7月1日告示第71号

改正

平成25年8月1日告示第79号  
平成27年4月1日告示第66号  
平成28年3月30日告示第83号  
令和5年4月25日告示第116号

伊達市木造住宅耐震診断事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、伊達市内に存する住宅の所有者又は購入予定者（以下「所有者等」という。）が当該住宅の耐震診断を希望する場合に、市が建築士等を派遣して耐震診断及び補強計画の策定（以下「耐震診断等」という。）を行うことにより、住宅の耐震化を促進し、もって地震に対する安全な居住環境づくり及び地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般社団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果に基づき策定された計画で、耐震性を向上させる補強箇所の明示、当該補強箇所の概算工事費の算出等がなされたものをいう。
- (3) 耐震診断者 この要綱の規定に基づき耐震診断及び補強計画の策定を行う者をいう。

(耐震診断者の要件)

**第3条** 前条第3号に規定する耐震診断者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、同法第23条の規定により都道府県知事の登録を受けた建築士事務所に所属する者とし、次の各号のいずれかの講習会を受講し、福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録されたものとする。

- (1) 福島県が実施する耐震診断等の業務に必要な講習会
- (2) 一般社団法人日本建築防災協会が実施する木造住宅耐震診断等に関する講習会（福島県の木造住宅の耐震化施策に関する講義を含むものに限る。）

(対象住宅)

**第4条** 耐震診断等の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、伊達市内に存し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有者等（市税等を滞納していない者に限る。）が自ら居住している住宅又は居住することが確実である住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事が着手された戸建て住宅（併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のもの）を含む。）（昭和56年6月1日以降に増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替えを行った住宅を除く。）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅
- (4) 建築基準法令に違反していない住宅
- (5) 過去にこの要綱又は旧伊達市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱（平成18年伊達市

告示第148号)に基づく耐震診断を受けていない住宅  
(申込み)

**第5条** 耐震診断等を希望する対象住宅の所有者等（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、木造住宅耐震診断事業申込書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(決定)

**第6条** 市長は、耐震診断等を決定したときは、その旨を木造住宅耐震診断事業決定通知書（様式第2号）により、当該申込者（以下「決定者」という。）に通知するものとする。

(辞退)

**第7条** 決定者は、前条の決定を受けた後において耐震診断等を辞退するときは、速やかに木造住宅耐震診断事業辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

**第8条** 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断等の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により耐震診断等の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断等の決定を取り消したときは、その理由を付して、木造住宅耐震診断事業取消通知書（様式第4号）により決定者に通知するものとする。

(決定者の費用負担)

**第9条** 決定者は、耐震診断等に要する費用のうち7,000円を負担するものとする。

(診断結果の説明)

**第10条** 耐震診断者は、事業の成果品を事業決定者に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

2 前項の規定により事業の成果品を受領した事業決定者は、木造住宅耐震診断事業成果品受領書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(決定者に対する情報の提供、助言及び勧告)

**第11条** 市長は、決定者に対して、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

**第12条** 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断に関し、決定者から金銭を受け取ること。

(2) 決定者に対し、不要な改修を勧めること。

(3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務の委託)

**第13条** 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(その他)

**第14条** この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

**附 則** (平成25年8月1日告示第79号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第9条の規定は、この要綱の施行の日以後に決定された耐震診断者の派遣に要する費用負担について適用し、同日前に決定された耐震診断者の派遣に要する費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第83号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月25日告示第116号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(伊達市安心耐震サポート事業補助金交付要綱の一部改正)

- 2 伊達市安心耐震サポート事業補助金交付要綱（平成25年伊達市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「伊達市安全安心耐震促進事業実施要綱」を「伊達市木造住宅耐震診断事業実施要綱」に改める。